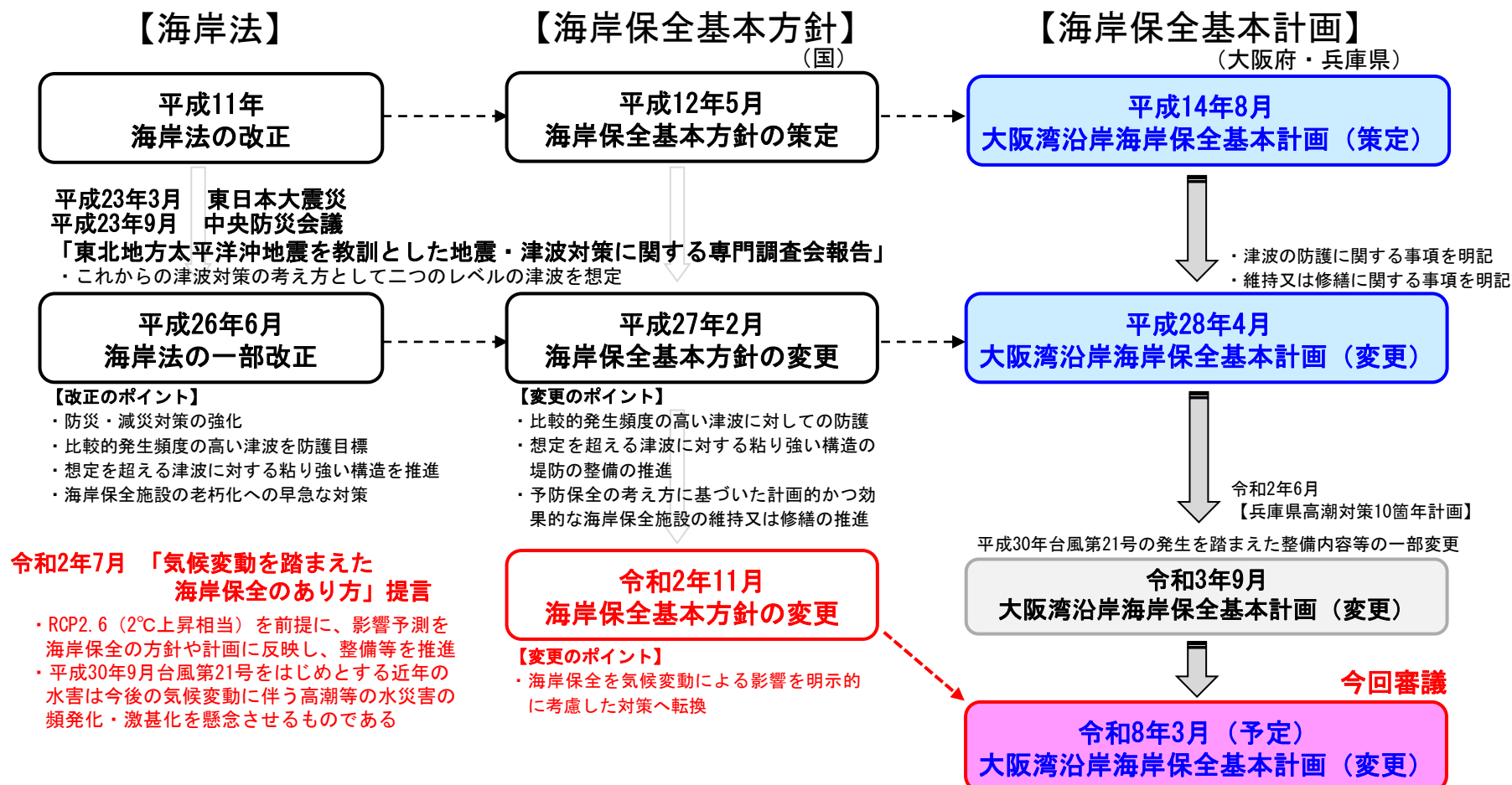

気候変動の影響を踏まえた海岸保全基本計画の変更について

< 目 次 >

<u>1. 大阪湾沿岸海岸保全基本計画の変遷</u>	・ ・ ・ ・ ・ p. 1
<u>2. 全体スケジュール</u>	・ ・ ・ ・ ・ p. 3
<u>3. 海岸保全基本計画変更の背景</u>	・ ・ ・ ・ ・ p. 4
<u>4. 現行の大阪湾沿岸海岸保全基本計画の概要</u>	・ ・ ・ ・ ・ p. 8
<u>5. 用語集</u>	・ ・ ・ ・ ・ p. 17

- 「海岸保全基本計画」は、海岸法第二条の三で、「海岸保全区域等に係る海岸の保全に関する基本的な方針（以下、海岸保全基本方針）」に基づき、都道府県知事が定める海岸保全区域等に係る海岸の保全に関する基本計画である。
- 自然的特性や社会的特性を踏まえた沿岸の長期的なあり方、海岸の「防護」・「環境」・「利用」に関する取り組み、および海岸保全施設の整備に関する基本的な事項を定めたものである。
- 大阪府・兵庫県では、海岸保全基本方針に基づき、大阪湾沿岸海岸保全基本計画を策定している。



【 大阪湾沿岸海岸保全基本計画の課題 】

- 大阪湾沿岸海岸保全基本計画（平成14年策定）では、大阪府域の防護水準として昭和42年度に設定されたものが用いられ、現在でも昭和42年度に設定された計画外力が踏襲されている。
- 平成30年台風第21号では、大阪で既往最高潮位を更新した。激甚化する高潮被害から生命・財産を守るため、近年の台風等を踏まえた**計画的・重点的な高潮対策が必要**となっている。
- 「気候変動を踏まえた海岸保全のあり方」提言、「海岸保全基本方針」、「海岸保全施設の技術上の基準を定める省令」等を踏まえ、**気候変動の影響による外力の長期変化等を考慮した見直し**が必要である。



< 審議会の開催※・部会の設置 >

- 上記課題に対応し、審議会を開催して部会を設置し、専門的な内容も含めて議論を行い、海岸保全基本計画の変更（令和7年度末）を目指す。

（大阪湾沿岸海岸保全基本計画審議会）

海岸保全基本計画変更にあたっての全体的な方針の検討、基本計画の修正を実施（委員：学識経験者・海岸利用者）

（気候変動検討部会）

気候変動に伴う防護水準の設定等、専門的な内容を審議（委員：学識経験者）



< 大阪湾沿岸海岸保全基本計画の変更（大阪府原案） >

- 気候変動を踏まえた海岸の防護
- 防護水準等の変更

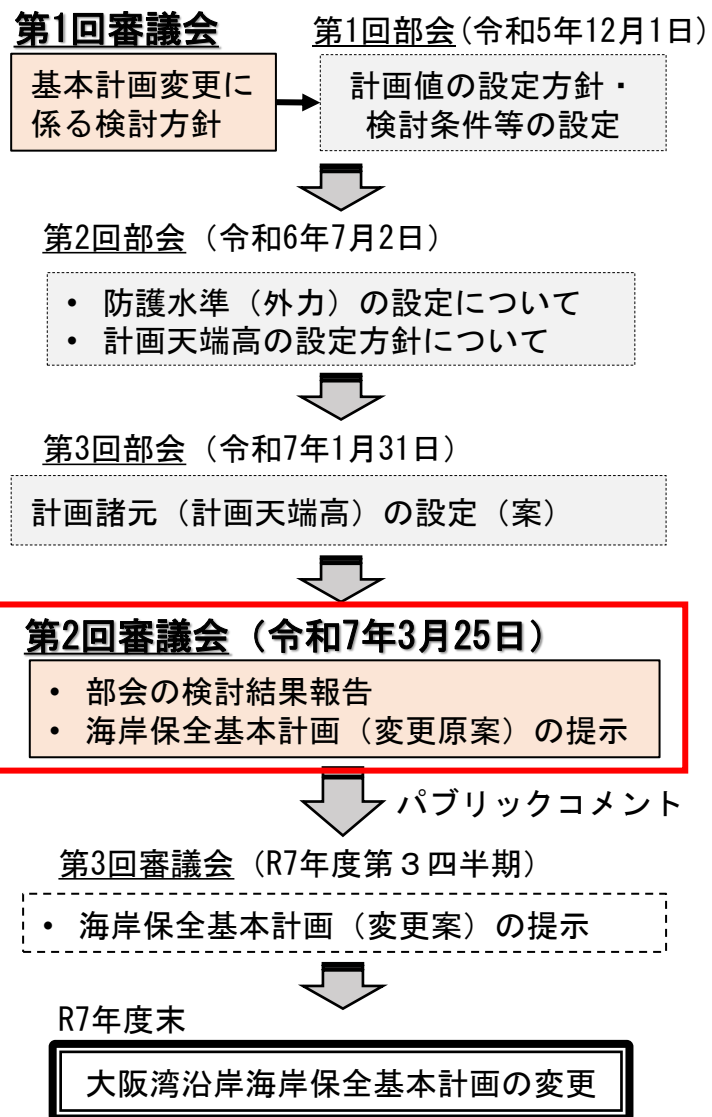


- ・ 兵庫県との調整
- ・ 関係機関等の意見聴取
- ・ パブリックコメント



計画変更

- 審議会・部会における検討フロー、検討内容を以下に示す。
- 本審議会（第2回）では、気候変動検討部会で設定された計画諸元（計画天端高等）に関する報告を行い、海岸保全基本計画（変更原案）について審議を行う。



開催時期			審議会	部会	
R5 年度	12/1	第1回	・ 海岸保全基本計画変更の背景 ・ 大阪湾沿岸（大阪府域）の課題・対応方針 ・ 現行の海岸保全基本計画の概要 ・ 大阪湾海岸保全基本計画の変更項目（案） ・ 検討スケジュール案	第1回	・ 計画値の設定方針の概要（案） ・ 潮位条件（案） ・ 検討対象とする台風擾乱（案） ・ 気候変動を踏まえた高潮・波浪推算（案） ・ 津波条件（案） ・ 計画天端高の設定方針（案）
				第2回	・ 防護水準（外力）の設定について ・ 計画天端高の設定方針について
R6 年度	7/2			第3回	・ 計画諸元（計画天端高）設定（案）
	1/31				
	3/25	第2回	・ 部会の検討結果の報告 ・ 海岸保全基本計画（変更原案）の提示		
R7 年度	パブリックコメントの実施				
	第3 四半期	第3回	・ パブリックコメント結果の報告 ・ 海岸保全基本計画（変更案）の提示		

- これまでの海岸保全の取組を踏まえつつ、気候変動適応策を具体化するために、「気候変動を踏まえた海岸保全のあり方検討委員会」が設置された。
- 「気候変動を踏まえた海岸保全のあり方」提言では、気候変動による影響を明示的に考慮した対策へ転換すること、RCP2.6（2℃上昇に相当）を前提とし、影響予測を海岸保全の方針や計画に反映し、整備を促進することが示された。

「気候変動を踏まえた海岸保全のあり方」提言（気候変動を踏まえた海岸保全のあり方検討委員会、令和2年7月）

I 海岸保全に影響する気候変動の現状と予測

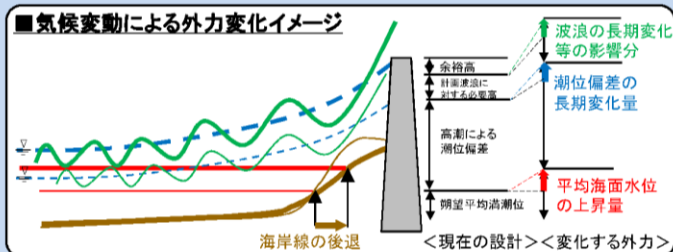
- ・ 気候変動により、平均海面水位の上昇、潮位偏差、波浪の長期変化、砂浜の消失等が予測されている

III 今後の海岸保全対策

- ・ 高潮対策・津波対策として、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせる
- ・ 最新の研究成果やd4PDF等による分析を活用し、将来的に予測される潮位偏差や波浪を適切に推算する
- ・ 海浜地形の予測は不確実性が大きいいため、モニタリングを充実する

I 海岸保全に影響する気候変動の現状と予測

- ・ IPCCのレポートでは「気候システムの温暖化には疑う余地はない」とされ、SROCCによれば、2100年までの平均海面水位の予測上昇範囲は、**RCP2.6（2℃上昇に相当）で0.29-0.59m、RCP8.5（4℃上昇に相当）で0.61-1.10m。**



＜気候変動影響の将来予測＞

	将来予測
平均海面水位	・ 上昇する
高潮時の潮位偏差	・ 極値は上がる
波浪	・ 波高の平均は下がるが極値は上がる ・ 波向きが変わる
海岸侵食	・ 砂浜の6割～8割が消失

III 今後の海岸保全対策

- ・ 気候変動の影響を踏まえれば、将来的に現行と同じ安全度を確保するためには、必要となる防護水準が上がるのが想定される。
- ・ 高潮と洪水氾濫の同時生起など新たな形態の大規模災害の発生も懸念される。
- ・ 悲観的シナリオでの海面上昇量では、沿岸地域のみならず、社会構造全体に深刻な影響をもたらす可能性がある。

⇒ 海岸保全を、過去のデータに基づきつつ気候変動による影響を明示的に考慮した対策へ転換

III-1 高潮対策・津波対策

- ・ 平均海面水位は徐々に上昇し、その影響は継続して作用し、高潮にも津波にも影響。ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、今後整備・更新していく海岸保全施設（堤防、護岸、離岸堤等）については、整備・更新時点における最新の期望平均満潮位に、施設の耐用年数の間に将来的に予測される平均海面水位の上昇量を加味する。
- ・ 潮位偏差や波浪は、平均海面水位の予測より不確実性が大きいものの、極値が上がると予測される。最新の研究成果やd4PDF等による分析を活用し、将来的に予測される潮位偏差や波浪を適切に推算し対策を検討する。

＜海岸保全における対策＞

- ・ 地域の実情や背後地の土地利用や環境にも配慮しつつ、将来の外力変化の予測に応じた堤防等のかさ上げや面的防護方式による整備の推進
- ・ 堤防の粘り強い構造や排水対策等の被害軽減策の促進
- ・ 将来的な外力変化とライフサイクルコストをともに考慮した最適な更新及び戦略的な維持管理
- ・ 海象や地形、海岸環境のモニタリングの強化及び海岸保全施設の健全度評価の強化

＜他分野との連携が必要な対策＞

- ・ 高潮浸水想定区域の指定促進等、リスク情報や避難判断に資する情報提供の強化
- ・ 高潮と洪水の同時生起も想定し、堤防等のハード整備の充実を目指すとともに、水害リスクを考慮した土地利用やまちづくりと一体となった対策の推進
- ・ 沿岸地域における水害にも配慮したBCPの作成

III-2 侵食対策

- ・ 海浜地形の予測はさらに不確実性が大きいいため、**モニタリングを充実**するとともに**予測モデルの信頼度**を高める。
- ・ 沿岸漂砂による長期的な地形変化に対しては、全国的な**気候変動の影響予測を実施**する。
- ・ 高波時に問題となる岸沖漂砂による急激な侵食については、**機動的なモニタリングを充実**する。
- ・ 30～50年先を見据えた「**予測を重視した順応的砂浜管理**」を実施する。防護だけでなく環境・利用上の砂浜の機能も評価する。
- ・ **総合土砂管理計画の作成**及び河川管理者やダム管理者等とも協力した対策の実施など、流域との連携を強化する。

3. 海岸保全基本計画変更の背景

- 海岸保全基本方針では、海岸の保全に関する基本理念、基本的な事項のほか、都道府県知事が「海岸保全基本計画」に定める事項等が示されている。また、防護、環境、利用が調和するよう総合的に海岸保全を推進するものとされている。
- 令和2年11月の変更では、「気候変動の影響による外力の長期変化等を勘案する」とことと「砂浜に関するモニタリングの充実」等が追記された。

海岸保全基本方針（農林水産省・国土交通省、令和2年11月20日変更）

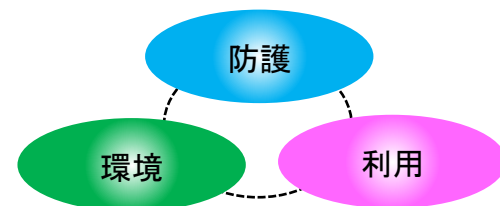
変更・追加された内容を赤字で記載

参考資料1 海岸保全基本方針全文

■ 1 海岸の保全に関する基本理念（変更なし）

国民共有の財産として「美しく、安全で、いきいきした海岸」を次世代へ継承していく

- ・ 災害からの海岸の防護に加え、海岸環境の整備と保全及び公衆の海岸の適正な利用の確保を図り、これらが調和するよう、総合的に海岸の保全を推進する。
- ・ 海岸は地域の個性や文化を育んできていること等から、地域の特性を生かした地域とともに歩む海岸づくりを目指す。



■ 2 海岸の保全に関する基本的な事項（変更箇所を抜粋）

(1) 海岸の防護に関する基本的な事項

- ・ 気象、海象、地形等の自然条件及び過去の災害発生状況を分析するとともに、気候変動の影響による外力の長期変化量を適切に推算し、背後地の人口・資産の集積状況や土地利用の状況等を勘案して、所要の安全を適切に確保する防護水準を定める。
- ・ 侵食対策については、継続的なモニタリングにより流砂系全体や地先の砂浜の変動傾向を把握し、侵食メカニズムを設定し、将来変化の予測に基づき対策を実施する。さらに、その効果をモニタリングで確認し、次の対策を検討する「予測を重視した順応的砂浜管理」を行う。

(2) 海岸環境の整備及び保全に関する基本的な事項（変更なし）

(3) 海岸における公衆の適正な利用に関する基本的な事項（変更なし）

海岸保全基本方針（農林水産省・国土交通省、令和2年11月20日変更）

変更・追加された内容を赤字で記載

参考資料1 海岸保全基本方針全文

■ 3 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項（変更箇所の抜粋）

(1) 海岸保全施設の新設又は改良に関する基本的な事項

- ・ 所要の機能を確保した海岸保全施設の整備は未だ十分でなく、高潮、波浪等による被害は依然として多い。また、大規模地震の発生に伴う津波による災害への懸念も大きい。さらに、**今後は、気候変動の影響による平均海面水位の上昇などの外力の長期変化にも対応していく必要がある。**

(2) 海岸保全施設の維持又は修繕に関する基本的な事項（変更なし）

■ 都道府県知事が「海岸保全基本計画」において定めるべき基本的な事項と留意すべき重要事項

定めるべき基本的な事項（変更なし）

1. 海岸の保全に関する基本的な事項

- (1) 海岸の現況及び保全の方向に関する事項
- (2) 海岸の防護に関する事項
- (3) 海岸環境の整備及び保全に関する事項
- (4) 海岸における公衆の適正な利用に関する事項

2. 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

- (1) 海岸保全施設の新設又は改良に関する事項
- (2) 海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項

留意すべき重要事項

- (1) 関連計画との整合性の確保
- (2) 関係行政機関との連携調整
 - ・ 海岸に関係する行政機関と十分な連携と緊密な調整を図る。**特に、地域リスクについて、気候変動の影響による将来変化も含め、まちづくり関係者等と共有したうえで、連携や調整を図る。**
- (3) 地域住民の参画と情報公開
- (4) 計画の見直し
 - ・ 地域の状況変化や社会経済状況の変化、**気候変動の影響に関する見込みの変化等に応じ**、計画の基本的事項及び海岸保全施設の整備内容等を点検し、適宜見直しを行う。

- 「海岸保全施設の技術上の基準を定める省令」が令和3年7月30日に一部改正され、海岸保全施設の設計高潮位、設計波に対して将来の見通しを勘案することが追記された。

変更・追加された内容を赤字で記載

海岸保全施設の技術上の基準を定める省令（令和3年7月30日施行） 平成十六年農林水産省・国土交通省令第一号

海岸保全施設の技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令（令和三年農林水産省・国土交通省令第二号）

第二条

一 設計高潮位

次に掲げる潮位に**気象の状況及び将来の見通しを勘案して必要と認められる値を加えたもの**のうちから、海岸保全施設の設計を行うため、当該海岸保全施設の背後地の状況等を考慮して、海岸管理者が定めるものをいう。

イ 既往最高潮位

ロ 朔さく望平均満潮位に既往の潮位偏差の最大値を加算し、当該満潮位の時に当該潮位偏差及び設計波が発生する可能性を考慮して、当該潮位偏差の最大値の範囲内において必要な補正を行った潮位

ハ 朔さく望平均満潮位に台風その他の異常な気象又はこれに伴う海象に関する記録に基づき推算した潮位偏差の最大値を加算し、当該満潮位の時に当該潮位偏差及び設計波が発生する可能性を考慮して、当該潮位偏差の最大値の範囲内において必要な補正を行った潮位

二 設計波

海岸保全施設の設計を行うため、長期間の観測記録に基づく最大の波浪又は台風その他の異常な気象若しくはこれに伴う海象に関する記録に照らして発生するものと予想される最大の波浪を考慮し、**気象の状況及び将来の見通しを勘案して**、当該海岸保全施設に到達するおそれが多い波浪として、海岸管理者が定めるものをいう。

三 設計津波

海岸保全施設の設計を行うため、津波発生時の浸水に関する記録に基づく最大の津波又は地震その他の異常な地象若しくはこれに伴う海象に関する記録に照らして発生するものと予想される最大の津波を考慮し、当該海岸保全施設に到達するおそれが多い津波として、海岸管理者が定めるものをいう。

■ 現行の大阪湾沿岸海岸保全基本計画は、「海岸保全基本方針」の定めるべき基本的な事項に従った目次構成としている。

■大阪湾沿岸海岸保全基本計画の目次構成

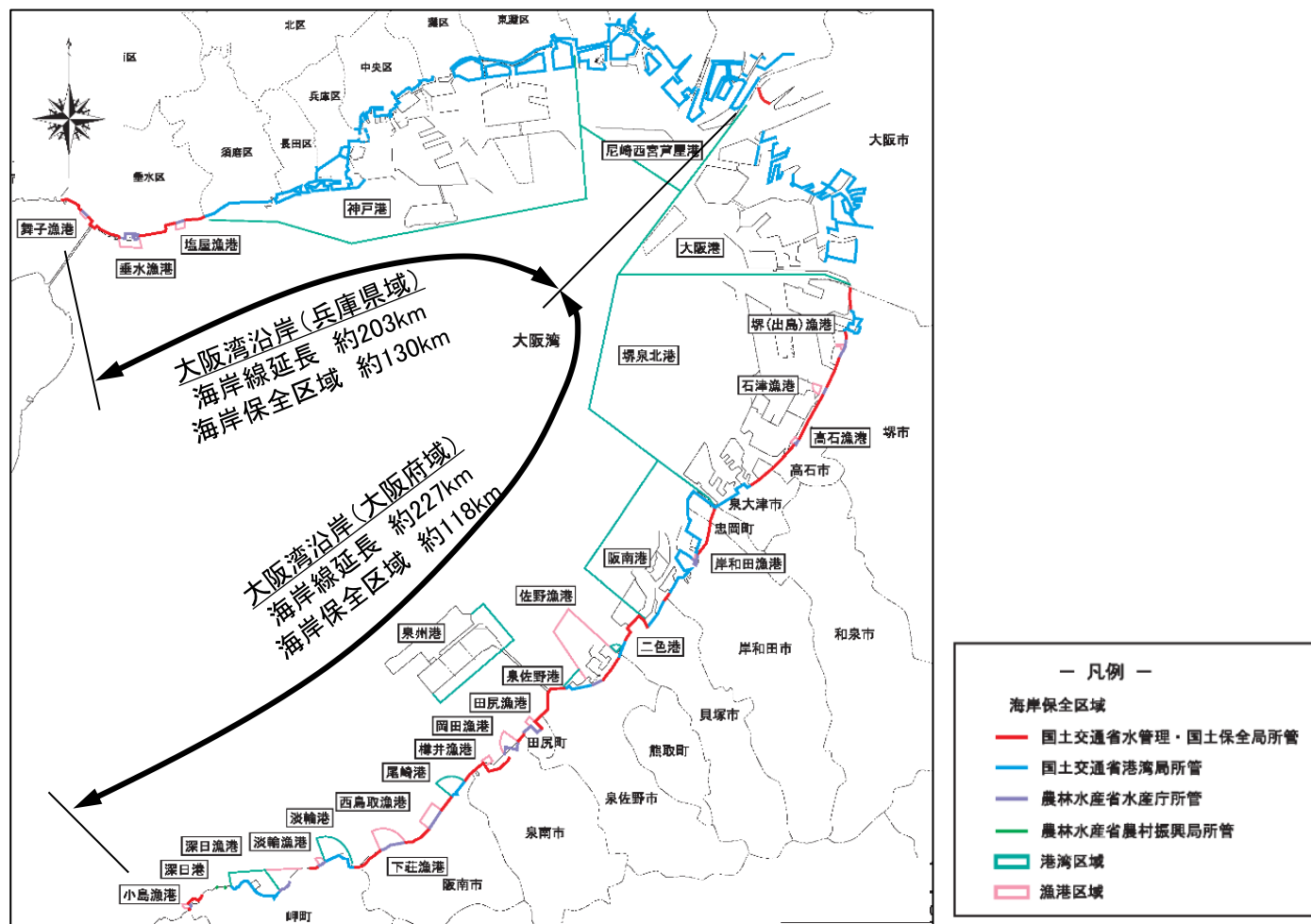
【目次】 海岸保全基本計画の変更にあたって	
第1編 海岸の保全に関する基本的な事項 1. 海岸の現況及び保全の方向に関する事項 1-1 海岸の概要 1-2 海岸の現状 1-3 大阪湾沿岸の長期的な在り方 2. 海岸の防護に関する事項 2-1 海岸の防護の目標 2-2 防護の目標を達成するための施策 3. 海岸環境の整備及び保全に関する事項 4. 海岸における公衆の適正な利用に関する事項 5. ゾーン毎の特性の明確化と整備の方向	第1編は、海岸保全に関する基本理念、基本方針、施策を示しており、海岸事業に限定せず広く検討
第2編 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項 1. 海岸保全施設の新設又は改良に関する事項 1-1 海岸保全施設を新設又は改良しようとする区域 1-2 海岸保全施設の種類、規模及び配置等 2. 海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項	第2編は、海岸事業で対応可能な施設整備として、海岸管理者が直接対応する整備の内容と整備を進める際の配慮事項を示している
第3編 今後の取り組みにあたっての留意事項	第3編は、海岸保全基本計画で定めた取り組みに関する留意事項を示している

4. 現行の大阪湾沿岸海岸保全基本計画の概要

■第1編 1. 海岸の現況及び保全の方向に関する事項

【計画策定の範囲】

- ・ 大阪湾沿岸は、兵庫県明石市東境から和歌山県境にいたる13市3町にまたがる総延長約430kmの海岸
- ・ 兵庫県域の海岸線延長は約203kmで、そのうち約130kmが海岸保全区域として指定されている
- ・ 大阪府域の海岸線延長は約227kmで、そのうち約118kmが海岸保全区域として指定されている



計画対象範囲（管理区分）

■第1編 1-3-2 大阪湾沿岸の保全に関する基本理念

【防護】

人々の生命・財産を守り、安心して暮らせる海岸づくりを行う

【環境】

海岸景観や多様な生態系を育む海辺環境を、英知を生かして積極的に創出することを目指す

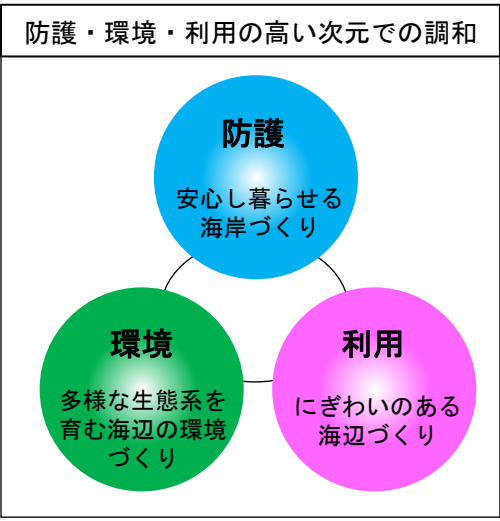
【利用】

にぎわいのある海辺づくりを目指す

<テーマ>

醸し出せ歴史と文化のなぎさ回廊
人も自然も元気でにぎわう みんなで進める海辺の再生

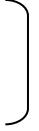
沿岸の個性
いにしえの海岸
のもっていた魅力が醸し出されるような「なぎさ」のネットワークづくり



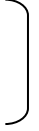
地域との協力
地域住民や海岸の利用者、民間企業、行政が一体となって協力していく

■第1編 1-3-3 大阪湾沿岸の保全に関する基本方針

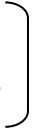
- まちとくらしを護り、将来にわたって災害の心配のない海岸づくりを行う
- 地域と一体的に取り組む日常および緊急時の海岸管理体制づくりを進める
- 貴重な自然を守り、新たな自然環境を育む
- 人々に愛される水と緑の美しい景観の創出を目指す
- 多くの人達の参加と協力で美しい海辺づくりを進める
- 恵まれた歴史と文化を活かし、ふれあいやにぎわいのある海辺づくりを目指す
- 地域と連携し安全で快適な海辺づくりを進める



防護



環境



利用



共通

■第1編 2. 海岸の防護に関する事項

【 2-1 海岸の防護の目標 】

●高潮・波浪に対する防護水準

台風期朔望平均満潮位（H.W.L.）に、過去の記録上最大級の台風がもっとも危険なコースを通過したとして計算した計画偏差を加えた設計高潮位に、適切に推算した波浪の影響を加えて、これらに対して防護することを目標とする。

●津波に対する防護水準

南海トラフ地震の発生頻度を踏まえた2つの水準の津波に対して、以下に示すとおりとする。

- ・ 数十年から百数十年に一度程度の比較的発生頻度の高い津波に対しては、越流を防ぐこととし、沿岸域を一定のまとまりのある海岸に分割した地域海岸毎に「設計津波の水位」を設定し、これに対する防護を目標とする。
- ・ 設計津波を超える最大クラスの津波に対しては、津波が海岸堤防の天端を越流した場合であっても、施設が破壊、倒壊するまでの時間を少しでも長く延ばすことが可能な粘り強い構造へ工夫を図ることで減災を目指すものとする。

●侵食に対する防護水準

現状の汀線を保全、維持することを基本的な目標とするが、砂浜による消波機能を考慮した面的防護を必要とする場合には、必要に応じて汀線の回復を図ることを目標とする。

【 2-2 防護の目標を達成するための施策 】

安全な海岸の整備（防護）を第一とし、環境、利用面に配慮しながら相互の調和を図り、整備を進める。

項目	防護の目標を達成するための施策
地域を守る安全な海岸の整備	・ 比較的発生頻度の高い津波に対しては、人命・財産の防護のため「防災」機能を備え、最大クラスの津波に対しては人命を守ることを最優先に、「減災」機能を付加 ・ 高潮に対し、激甚化する台風等を考慮した必要高の見直しや計画的・重点的な高潮対策を実施 ・ 予防保全の考え方に基づいた計画的かつ効率的な海岸保全施設の維持・管理 ・ 自然海岸や砂浜、干潟では長期的な侵食対策に努める ・ 施設整備を進めるにあたっては、自然環境に悪影響を及ぼさないよう努め、土地利用との調和のとれた防護方式等を検討する
地域住民と一体となった防災対策	・ 緊急時の避難経路や避難場所の確保、災害発生時の対応方法の周知徹底、避難誘導の方法やルートの調整、迅速・的確な情報の収集、発信等ソフト面での対策 ・ 地域住民と一体となった防災活動の体制づくりや防災意識の高揚および知識の普及などを進め、さらなる安全性の向上に努める ・ より安全なくらしとまちを守るために、今後さらに、施設の日常監視などで、大阪湾沿岸の地域住民、各市町とより緊密に一体的な連携を強化

■第1編 3. 海岸環境の整備及び保全に関する事項

【海岸環境の整備及び保全のための施策】

環境面では、残された貴重な自然環境の保全、失われた自然環境の回復・創出を目指す。

項目	海岸環境の整備及び保全のための施策
海岸環境の保全	- 水際の自然環境は壊れやすく、その回復には長時間を要し、困難であるため、今後ともその保全には万全を期していく - 命の源となる水の浄化に対しても、自然海岸の果たす役割は大きく、人と自然とが今後とも共存していくために、こうした水際の自然環境を損なうことなく保全していく
「新たな環境創造」型への転換	- 生態系に配慮した親しみやすい水辺環境を創出 - 多様な生物の生息の場を創出し、生物等の自然浄化能力を活用するなど、環境の改善に効果のある海岸保全施設づくり - 藻場・干潟や磯場などの維持や再生など、漁場環境の回復および創出にも配慮した海岸環境づくり
魅力ある海岸景観の創出	- 海岸保全施設の整備では周辺の良い景観との調和を図る - 歴史・文化を体験できるような海岸づくり - 水際の見える眺望や港の施設など一体となった遠景および、近隣住民が心地よく散策できる近景を演出する - 海岸らしい開放性を確保し、緑化修景を取り入れるなど、心理的な印象にも配慮したデザイン導入 - 都市部と接しているところでは、周囲に威圧感や閉鎖感を与えないよう、構造物の素材や色彩などの工夫に努める。
海岸環境の保全に関する地域との連携	- 地域住民やボランティアの参加・協力、海岸環境の情報の共有化により、地域住民と関係機関が連携した地域協力体制づくりを検討 - 環境教育、地域住民との連携、愛護活動の支援を進め、より適切な管理体制の確立 - 海岸の良い環境を損なうごみや汚物の不法投棄に対しては、マナー向上のための啓発活動を進め、美しい海辺づくりに努めていく

■第1編 4. 海岸における公衆の適正な利用に関する事項

【公衆の適正な利用を促進するための施策】

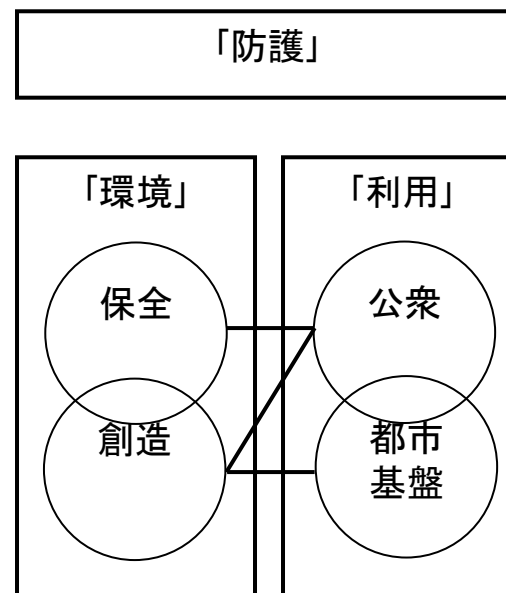
利用面では、楽しく利用できる海岸づくり、都市・産業・港湾・漁港などの都市基盤利用と公衆利用（観光・レジャー等）の調和を目指す

項目	公衆の適正な利用を促進するための施策
多様な利用要請に応える海岸づくり	・ 立地特性やそれぞれの機能との調和を図りつつ、一般公衆の多様な利用ニーズに応える海岸づくりを目指す。この際、良好な自然環境を損なうことのないよう、環境保全と利用促進のバランスに配慮していく ・ 環境学習や体験活動のできる海岸、スポーツ・レジャー利用、散策、ジョギングなどの日常的で身近な利用を楽しむことができる海岸を創出 ・ 周辺における他事業との調整を図りつつ、親水性を考慮した活力とにぎわいのある海岸づくり ・ 様々なイベントなどの利用やボート遊び、やすらぎや憩いの場としての活用が期待されることから、今後さらに、地域の活動と一体となった利用
海岸利用の利便性の向上	・ 将来的にはユニバーサルデザインの実現を目指し、誰でも日常生活のなかで海岸に近づくことができるよう、関係機関が連携した総合的な対策を検討 ・ 防災上重要な大規模施設は、地域のシンボルとして愛され親しまれるよう、配慮に努める。その上で、人々が施設見学を通じて防災学習などに取り組むことができる機会を設けていく ・ 緑化修景地の創出や利便施設、遊歩道など、地域特性に配慮した親しみやすい海岸づくり
海岸利用に関する地域との連携	・ ごみの不法投棄や施設の汚損などに対するマナー向上のための啓発活動、放置艇については、港湾管理者など関係者と調整し、改善に努める ・ 安心して心地よく海岸に親しむとともに、海の生物など自然環境の保全の大切さを認識できるよう、日常的な海岸の監視や利用者のモラル、マナー向上のための啓発活動、海岸利用のルールづくりなどについて地域と連携して取り組む

■第1編 5. ゾーン毎の特性の明確化と整備の方向

【沿岸のゾーン区分】

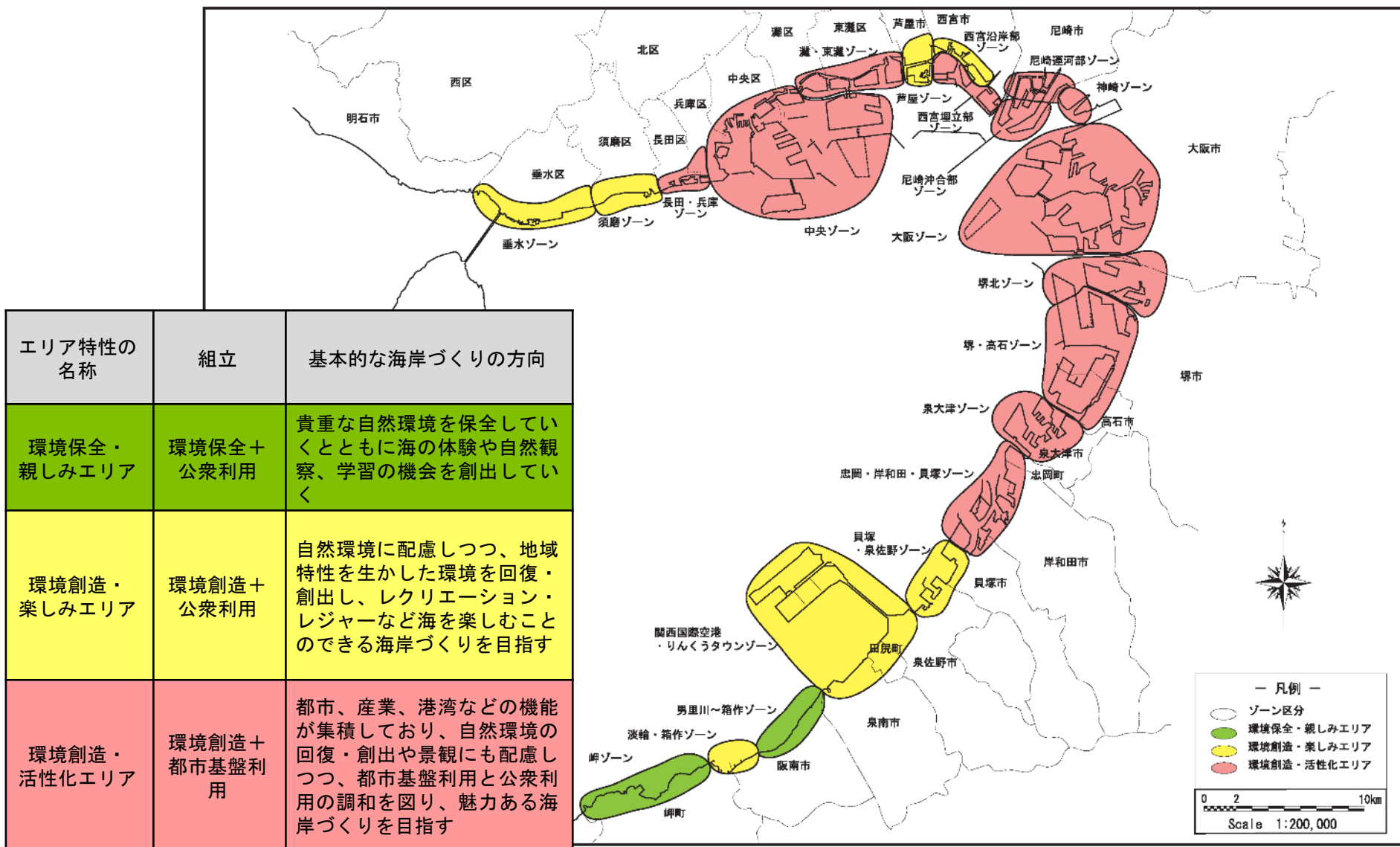
- ・大阪湾沿岸は海岸線延長が約430kmと長く、それぞれ異なった特徴を有していることから、先に示した基本理念、基本方針を具体化するため、21のゾーンに分割し、具体的施策を示す。
- ・ゾーン区分にあたっては、自然的特性（環境特性、海岸特性）や社会的特性（土地利用特性、海岸利用特性、関連諸計画）を考慮し、連続性、一体性のある区域を選定し、設定した。



【エリア特性の区分の考え方】

- ・海岸保全の目的は、大きく「防護」「環境」「利用」の3つに分類されているが、大阪湾沿岸においては安全な海岸の整備（防護）を第一とし、環境、利用面に配慮しながら相互の調和を図るものとしている。
- ・環境面では主に残された貴重な自然環境の保全、失われた自然環境の回復・創出、利用面では公衆が楽しみ利用できる海岸づくり、都市、産業、港湾、漁港などの都市基盤利用と公衆利用の調和をそれぞれ目指している。
- ・エリア区分の考え方は「防護」は全てのゾーンで共通して対応していくものであることから、「環境」と「利用」で特性を示す。大阪湾沿岸域は大きく分けると環境保全と公衆利用、環境創造と公衆利用、環境創造と都市基盤利用と3つに区分できる。

■第1編 5. ゾーン毎の特性の明確化と整備の方向



■第2編 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

第2編では、整備の対象とする区域をゾーン区分等を考慮して選定し、第1編において設定した基本理念、基本方針、施策に基づき、海岸管理者が直接対応する整備の内容と整備を進める際の環境面や利用面に対する配慮事項を定めている。

1. 海岸保全施設の新設又は改良に関する事項

- ・ 海岸保全施設を新設又は改良しようとする区域
- ・ 海岸保全施設の種類、規模及び配置等
- ・ 海岸保全施設による受益の地域及びその状況

2. 海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項

- ・ 海岸保全施設の存する区域
- ・ 海岸保全施設の種類、規模及び配置等
- ・ 海岸保全施設の維持又は修繕の方法

■第3編 今後の取り組みにあたっての留意事項

第3編では、海岸保全基本計画で示した今後の取り組みにあたっての留意事項を定めている。

- ・ 今後の調査研究
- ・ 地域住民等の参画と情報公開
- ・ 広域的・総合的な調整・連携
- ・ 計画の見直し

IPCC	気候変動に関連する科学的評価を担当する国連機関（気候変動に関する政府間パネル）で、195か国が加盟している。IPCCによる評価報告書は、あらゆるレベルの政府に対し、気候変動政策を策定するために利用できる科学的情報を提供しており、2023年3月20日に第6次統合報告書が発表された。
RCP2.6（2℃上昇シナリオ） RCP8.5（4℃上昇シナリオ）	IPCCの第5次報告書において提示された、今後100年間の平均気温の上昇を示したシナリオ。RCP2.6は、温室効果ガスの排出量を抑制し、気温上昇を2℃未満に抑えることを目指すシナリオ、RCP8.5は、緩和策をとらなかった場合の想定で、平均気温が4℃上昇するシナリオである。
海岸保全基本方針	海岸法に基づき、今後の海岸の保全に関する基本的な事項を示すものとして、主務大臣（農林水産大臣、国土交通大臣）が定める方針。海岸保全を気候変動による影響を考慮した対策へ転換するために、令和2年11月20日に、海岸保全基本方針が変更された。
海岸保全基本計画	海岸保全基本方針に基づき、各沿岸において、海岸の保全や整備に関する基本的な事項を定めたもの。海岸法において、海岸管理者（海岸が存する都道府県知事）が定めることが義務付けられている。
海岸保全施設	津波や高潮等による海水の侵入又は海水による侵食から海岸を防護するための施設。具体的には、堤防（胸壁）、護岸、水門・陸閘、離岸堤・潜堤、突堤等がある。
朔望平均満潮位	朔（新月）および望（満月）の日から前2日後4日以内に観測された、各月の最高満潮面を1年以上にわたって平均した水位。海岸保全施設の計画・設計の基準潮位として用いられる。
潮位偏差	台風や低気圧などの気象の影響による、天文潮からの海水面の変化量
設計高潮位	施設の計画・設計等に用いられる潮位の条件。過去に発生した既往最高潮位、もしくは、朔望平均満潮位に潮位偏差を加算して決定される。
極値統計解析	波高などの気象要素の年最大値データを用いて、これまでに経験した現象やそれらを超える規模の現象がどれくらいの頻度で発生するかを合理的に推計する手法。例えば、50年に1回発生する高波（50年確率波）の波高を推計することができる。
沖波・準沖波	施設の計画・設計等に用いられる波浪の条件。沖波は、水深が深く、海底地形の影響を受けない沖合の波浪。準沖波も沖合地点の波浪であるが、水深が比較的浅く、海底の影響による変形を受けている波浪。
越波流量	延長1mあたり1s間に、波浪が海岸保全施設を越える水量を示す。越波流量が許容値（許容越波流量）以下となるように、海岸保全施設の天端高が決定される。
うちあげ高	波浪が海浜等を遡上し、海岸保全施設前面で、波がうちあがる高さを示す。海浜など、海岸保全施設に直接波浪が作用しない場合に、うちあげ高以上となるように海岸保全施設の天端高が決定される。
防護水準	海岸保全施設の整備による安全水準。海岸保全施設の高さを設定するための基準となる、潮位や波浪条件（波高・周期）、津波水位など。